

固定資産取得費用の一括損金算入に関する優遇税制 について

中国では、2024年～2027年までの間に購入（自社製造）された500万元以下の設備、器具については、企業所得税の計算上、取得にかかる費用を一括で損金算入することができるものとされています。（以下、「本優遇税制」とします。）今回は、本優遇税制について概説します。

1. 本優遇税制の内容と意義

企業所得税は、簡単に言いますと、収入（益金）から支出（損金）を差し引いて計算された所得に対して税率を乗じて税金を計算します。ある年度において企業が経営活動によって課税所得が発生することが想定される場合、その課税額を減少させるためには、支出（損金）を増やすことによりこれを実現することができます。設備投資によって購入される固定資産は金額が大きいため、これが当該年度の支出（損金）として計算できる場合には、課税額を大幅に減少させることが可能となります。

しかしながら、税法上は、固定資産の取得にかかった支出については、税法に定められる耐用年数に基づいて按分したうえ、複数年にわたって支出（損金）に算入しなければならないこととされています。

◇固定資産に関する税法上の耐用年数

固定資産の種類	耐用年数	本優遇税制の対象となる固定資産
家屋、建築物	20年	×
飛行機、汽車、船舶、機器、機械、その他の生産設備	10年	○
生産経営活動にかかわる器具、工具、家具等	5年	○
飛行機、汽車、船舶以外の運送工具	4年	○
電子設備	3年	○

本優遇税制では、①固定資産の種類が「家屋、建築物」以外であること、②固定資産の取得額（単価）が500万元以下であること、を条件として、固定資産を取得した年度の企業所得税の計算において、当該固定資産の取得額全額を当年度の支出（損金）に算入することができることとされています。なお、税法上固定資産の減価償却は固定資産供用開始の翌月から開始することとされており、優遇税制の適用を受ける場合には固定資産供用開始の翌月が帰属する年度にて支出（損金）に算入することができるものと解されています。

2. 固定資産取得費用の損金算入に関する優遇税制の沿革

本優遇税制は2024年から2027年の期間を限定して適用されますが、これに先駆け、2014年及び2015年より対象となる企業の範囲や固定資産の種類及び取得額、損金算入方法などに一定の条件を付けた優遇規定が適用されています。これらの優遇規定は本優遇税制とは異なり、期限がつけられておらず、恒久的な規定である点に特徴があります。一方、本優遇税制は、すべての企業を対象としており、また対象となる固定資産の取得額の上限も500万元、と他の規定を大幅に上回った条件となっている点で、企業、経済に対してインパクトの大きな優遇税制となっているものといえます。

◇固定資産取得費用の損金算入に関する優遇規定と本優遇税制

適用を受ける企業	固定資産の種類	固定資産の取得額	損金算入方法	適用期間
すべての企業	条件なし	5 千元以下	一括損金算入	2014 年～ (2014 年優遇規定)
すべての企業	研究開発の用途に用いる機器・設備	100 万元以下	一括損金算入	
		100 万元～	耐用年数短縮もしくは加速減価償却法(※3)	
バイオ医薬、専用設備、運送設備、電子設備、計器、情報通信サービス業(※1)	条件なし	条件なし	耐用年数短縮もしくは加速減価償却法(※3)	
上記(※1)に属する小規模薄利企業	研究開発・生産経営共用機器・設備	100 万元以下	一括損金算入	2015 年～ (2015 年優遇規定)
		100 万元～	耐用年数短縮もしくは加速減価償却法(※3)	
軽工業、紡績、機械、自動車にかかわる重点産業(※2)	条件なし	条件なし	耐用年数短縮もしくは加速減価償却法(※3)	
			一括損金算入	
上記(※2)に属する小規模薄利企業	研究開発・生産経営共用機器・設備	100 万元以下	一括損金算入	
		100 万元～	耐用年数短縮もしくは加速減価償却法(※3)	
すべての企業	家屋、構築物以外	500 万元以下	一括損金算入	2024 年～2027 年 (本優遇税制)

(※3) 耐用年数短縮は、税法に規定される耐用年数の 60%を下回らない年数での償却を認めます。また、加速減価償却法は、二重減価償却法もしくは級数法(年数総和法)のいずれかとなります。

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室
電話番号: +86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>